慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一四八〕 交換手形の抗弁 (福岡地裁昭和四六年四月二六日判決)
Sub Title	
Author	黄, 清渓(Ko, Seikei) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.8 (1975. 8) ,p.68- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750815-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　一四八〕交換手形の抗弁

（福岡地裁昭和四六年四月二六日判決　昭四五（ワ）六七五号約束手形金異議事件　判例時報六三八号九七頁）

〔判示事項〕

後に自から人的抗弁の要件事実を作出した手形取得者は、その抗弁事由につき、悪意の取得者と認められる。

〔参照条文〕

民法一条、手形法一七条

〔事実〕

判旨の認定によれば、訴外A株式会社と訴外B有限会社は、互いに相手方の信用を利用し合う目的で、手形金額および満期日が同じの約束手形を交換的に振り出した。両手形の交換授受はY（被告）とX（原告）との間で行われ、Yは当時Aの取締役営業部長であり、Aの振出人としての事件手形上の債務を保証する趣旨で右手形交換授受の際、白地式にて裏書署名した。その後、Xは白地の受取人欄に第一裏書人たるYの氏名を、その被裏書人欄にXの氏名をそれぞれ補充記入し、交換授受の即日、Bの事業資金のために、銀行で割引き、資金を得て使用した。

B会社はXとその父および妻の三名をもつて社員とする有限会社で、Xはその代表者であるとともに、専ら経営に当り、B会社はいわゆるXの個人会社であつた。ところで、A会社は、本件手形の満期前、不渡手形を出して倒産し、他方、B振出の手形も不渡りとなつた。A会社が倒産したため、本件手形は割引先銀行からXが受戻し、現にこれを所持している。

そこで、XはYに対し、第一次的には遡求債務の履行を求め、第二次的には保証債務の履行を求めるものとして、本訴に及んだ。

Yは、本件手形について、融通手形交換の事実を知りながら取得したXは手形金請求権を有しないものであるとして、いわゆる悪意の抗弁を主張した。

〔判旨〕

Xの請求は棄却。

「本件手形は融通手形としてA会社により振出され、同時に、融通を受けたB会社よりA会社に対し、交換的に、手形金融及び満期を同じくする約束手形が振出交付されたのであるから、特段の反証のない本件においては、右後者の交換手形の手形金の支払がなされない限り、本件手形についても手形金の支払をしないものとする合意が右両会社間になされたものと認めるのが相当であり、右手形交換授受を直接担当し、その際保証の趣旨で本件手形に裏書をしたYとB会社との間においても、右と同趣旨の合意がなされたものと認めるのが相当である。

そして、右交換手形につきこれが不渡りとなり手形金の支払がなされなかつたことは前示のとおりであるから、Yは右合意に基き、B会社に対する関係では、本件手形上の保証のための裏書人としての債務（固有の手形債務及び振出人の手形債務についての保証債務）弁済の履行を拒む抗弁を提出することができるものというべきである。

そして、Yが右抗弁をもつてB会社より後者の手形取得に対抗するためには、該所持人がYを害することを知りながら本件手形を取得したときに限られることは、前者との人的関係に基く抗弁として当然のことである。」

「ところで、Xは右融通手形交換の法律上の当事者ではなく融通手形の振出交付を受けたB会社より本件手形を取得した第三者であるところ、その取得に当り、B会社の代表者として前記合意をなしたのであるから、当然右合意の存在を知つて取得したものであるが、その取得の当時、交換的にB会社がA会社に対し振出した約束手形につきその手形金の支払が将来なされないことを予想していた事実を確認するに足りる証拠はない。

しかし、Xは、右交換手形の満期日の前後を通じ、いわゆる個人会社たるB会社の代表者として、同会社の運営を専行していたのであり、前記交換手形の手形金の支払がなされないことにより、Yの抗弁を構成する客観的内容が実現されるものであることを知りながら、自己の意思及び権限により同会社をして右手形金の支払をさせなかつたのであるから、かように、将来生ずることあるべき自己の前者に対する人的抗弁の内容を知りながら手形を取得した者が、後にみずからその抗弁の客観的要件を作出、形成した場合には、手形法一七条但書に定める債務者を害することを知りて手形を取得したときに該るものと解すべきであり（このことは、本件のようにYの保証のための裏書が被裏書人白地式で直接Xの氏名が補充された結果、B会社の名が手形上に表示されていない場合でも、同一である。）、従つて、Yは前認定のB会社との間の合意をもつて、Xに対し支払を拒む抗弁として対抗し得るものというべきである。

のみならず、前叙の事実関係のもとにおいては、XのYに対する遡求権及び保証債権の行使は、信義に反し、かつ権利の濫用に該るものというべきである。」

そうすると、Yの抗弁は理由があり、Xの本訴各請求は失当としてこれを棄却すべく、本件手形判決を認可すべきものとした。

〔評釈〕

判旨に対し疑問をもつ。

一　まず、保証の趣旨で裏書をしたYとBとの関係について触れてみる。

Yは保証の趣旨で裏書したものであるから、いわゆる隠れたる手形保証である。これについて、「金融をうる目的で他人が振出引受をした手形に、その事情を知つて保証のために裏書した者は、金円貸借についても保証したものと認めるのを相当とする」（大審昭一一・七・八判決・判決全集三輯七号一〇頁）のは判例が古くから今日まで堅持する立場である。従つて「隠れたる保証の趣旨で裏書をした場合は、原因関係上の債務についても保証したものと認められるから、裏書人は裏書の原因関係たる保証の従属性からくる抗弁即ち主債務の不成立を直接その債権者即ち手形所持人たる被裏書人に対抗できる」（昭四〇・一二・二二大阪高判・下民集一六巻一二号一七八一頁）との結論を認めている。即ち、右の判例の立場では、YはAのBに対する人的抗弁を援用できることになるが、しかし、学説はこれを疑問視している（八木・「手形保証」講座四巻五三頁）。本件判旨は従来の判例の見解を踏襲せず、Yが実質的にAを代理していることの特殊性を考慮に入れ、YとBとの間においても、交換手形の「合意」がなされ、YはBに対する関係では、融通者であると認定している。従つて、Y、Bは直接当事者であり、その間では、交換手形の合意により抗弁が成立するのは勿論、さらに、合意の内容を知りながら、Bから手形を取得した者は、一七条但書に該当するかぎり右抗弁の対抗をうけることになる余地はある。この点に関する判旨の判断は正当である。

二　本判決は、Yの抗弁事由を認容する理由を、手形法一七条但書悪意の抗弁と信義則違反の一般悪意抗弁の問題として、二段に分けて論じている。先ず判旨の前段を検討する。

通常の場合には、手形取得の当時にすでに存在する人的抗弁事由を知り、あるいは将来人的抗弁が必ず成立するという客観的事情を確知しうる場合には、取得者の悪意が認定されるのが通例である。ただし融通手形は実質的には、金銭融通の機能を果すものであるから、その機能を維持するために、融通手形の当事者間においては融通手形であることは抗弁事由となりうるが、第三者に対しては、その善意悪意を問わず、融通手形であることを抗弁事由として対抗しえないものと解するのが通説的見解である（大隅・「融通手形の抗弁」法律時報三四巻一〇号七六頁、河本・「手形法における悪意の抗弁」民商三六巻四号五五頁、境・判評五〇号一九頁、服部＝加藤・演習商法一六五頁等。反対、野津・「判例融通手形法」民商一二巻三号二五五頁以下）。すなわち、もし融通手形であることを知りながら取得したものに対し対抗しうるとすれば、融通手形の機能は否定されることになるから、融通手形の抗弁は一般の人的抗弁とは異なり、融通者から被融通者に対してのみ主張しうべき抗弁であつて、手形の譲受人に引継がるべき抗弁ではないと解するわけである。

しかしながら、融通手形の抗弁は、もともと普通一般の人的抗弁の一種であり、なんら特別の性質を有するものではなく、一七条の

適用により当然に抗弁は切断されるとともに、反面、悪意の抗弁が成立する余地も残されているという説が最近有力となつており（高窪・「融通手形」講座二巻二〇五頁（原始取得説）、菅原・判評一〇六号三四頁、竹内・法協八五巻四号八五頁、上田・「悪意の抗弁」伊沢還暦記念判例手形法小切手法三五九頁、古瀬村・「融通手形」新商法演習3一六九頁等（承継取得説）。裏書の本質を手形権利の原始取得と解するか、承継取得と解するかによつて抗弁切断の根拠、悪意の内容とは相違してくる。）、融通手形についても、悪意の抗弁が認められることを正当と考える（私見は、手形の人的抗弁は、手形行為の無因性と文言性によつて手形上の権利と分離され、その結果、人的抗弁は各当事者につき個別的に存在するものと解している。従つて、裏書を手形上の権利の移転行為と見てもこの点なんら支障はない。悪意の抗弁の規定は、人的抗弁の個別性の理論に沿つてなされた法定例外則と見るべく、その根底は信義則維持の要請を基盤として、債務者の利益をはかり、衡平を実現するために肯定された制度である。従つて、「害意」は文言通り害意と解することができる、またそう解すべきである）。

一七条但書の悪意抗弁に融通手形の抗弁を含めうると仮定しても、悪意の有無を決すべき時点は手形取得当時と解することに異論はない。しかるに、本件判旨は「その取得の当時、交換手形につきその手形金の支払が将来なされないことを予想していた事実を確認するに足りる証拠はない」と認定する。従つて、本件においては、一七条但書の悪意抗弁は成立しえないはずである。それにもかかわらず、判旨がその成立を認めるのは、「将来生ずることあるべき自己の前者に対する人的抗弁の内容を知りながら手形を取得した者が、後にみずからその抗弁の客観的要件を作出、形成した……」との事実を、手形取得当時における悪意と等値に評価するからであろう。

そこで検討を要するのは、かかる客観的要件の作出、形成をもつて、悪意と等値であるとの評価が可能となるか否かである。なぜなら、Xが手形を取得した当時、B振出手形はまだ不渡になつていないために、A・B間ないしY・B間においては、人的抗弁事由が存在するとはいえない。それ故、将来必ずかかる客観的要件が存立しうることを予見した場合にのみ、悪意の要件が満されることになる。しかるに、XはB会社の振出手形が必ず不渡りになるとは認識していなかつたとの事実認定をしているのであるから、Xの悪意は成立しえないはずだからである。

あるいは、判旨は、XがB振出手形の不渡、即ち、手形取得後抗弁事由が発生する虞あることを予見すべきであつたのに、重過失によつて知らない場合として、悪意の抗弁の成立を認めているのであろうか。少数ながら、このように抗弁事実の認識は重過失による不知を以て足りると解すべきであると主張する説もある（山尾・手形法研究一八頁以下、高窪・「手形法上いわゆる悪意の抗弁」私法二〇号一一一頁）。かりに重過失を含むと解した場合には、XはB会社の代表者、しかも個人会社の代表者であるために、当該会社振出の手形が支払われるか否かにつき比較的予見し易い立場にあり、従つて、その予見につき重過失が認定される機会も多くなることは認めうる。しかし、今日複雑な経済社会において、会社金融の動態を十分把握し、会社

振出手形の不渡について、代表者は必ずすべてを予見しうるとは思われない。従つて、もしも手形不渡を認識すべきであつたのに重過失により認識しなかつたことが抗弁となるとするのであれば、特にその重過失の事実を認定すべきである。

本来、悪意抗弁と善意取得の制度根拠は異なるのであるから、それぞれの要件に差異があつても当然であり、悪意抗弁については、重過失あるいは、未必の悪意は悪意から排除されるべきものである（河本・前掲民商三六巻四号五九頁以下、鈴木・手形法・小切手法二五六頁、服部＝加藤・前掲一五八頁）。

つぎに、手形の取得当時、抗弁要件事実ないしは将来それが生ずる客観的確実性をXが知らなかつたという理由で害意の要件を充たさないと解したとしても、みずから後にその事実を作出した本件Xの権利行使が当然に正当とされるわけではないから、その妥当性を検討しなければならない。交換手形について、一方でB振出の手形を自己の任務懈怠によつて不渡にしておきながら、他方でA振出の手形につき権利行使をするということは、信義則違反と解すべき適例であろう。この信義則違反と、融通手形における抗弁との関係につき検討を加える必要がある。

三　一般には、信義則違反の問題は、一七条但書とは別のいわゆる一般悪意の抗弁の問題としている。そして通説は融通手形についても一般悪意の抗弁の成立を認めている。例えば、「融通手形につき、一定時期まで利用されるとの合意があつて、第三者がその時期の経過後右の合意の存在を知つて手形を譲受けたような場合、受取人のなす手形の裏書譲渡は契約上の義務違反行為であり、譲受人がそれを知りながら手形を譲受けるのはその義務違反行為に協力することに他ならないのであつて、かかる不法な行為によつて取得した権利を行使することは、信義誠実の要求からいつて許されない。」（大隅・前掲七七頁、河本・前掲五五頁）。

この場合には、譲渡人（被融通者）にある特定の義務違反行為があつて、譲受人（融通者）がそれを知りながら手形を譲り受けるという基礎づけが要求される（あるいは融通手形の抗弁以外に附加的な人的抗弁事由として認めているものとして、北沢・ジュリスト二七五号一三二頁、今井「融通手形の抗弁」商法演習Ⅲ二二頁、境・前掲二〇頁）。

しかし、本件においては、Xの手形取得当時においては、B振出の交換手形の不渡は予見されていなかつたものとされているのであるから、Xの手形取得に右のような不法性はない。本件において信義則違反による抗弁を認めるためには、Xの手形取得についての不法性ではなくて、B振出の交換手形の不渡という事態発生についての不法性によらなければならない。B振出の交換手形が不渡となつたということは、それ自体はB会社の資産状態の問題であるから、そのことにつきXに不法性が存在するというためには、その不渡がXの任務懈怠によるということが認定される必要がある。すなわち、Xの任務懈怠によつてB会社振出の交換手形が不渡になつたという場合に、XのYに対する手形所持人としての権利行使が信義則に違反することになるのである。しかるに、本件においては本件交換手形の不渡についてXの任務懈怠が明白に認定されない以上、直

ちには信義則違反とはいえない。

Xの権利行使を一般条項により阻止することは、Xの手形取得の不法性に求めるにしろ、不渡についての不法性に求めるにしろ、いずれにしても、要件事実の認定をなさない以上、抗弁の成立は認められない。信義則、権利濫用等一般条項の要件はその限界が不明確であるから、一層その判断対象となる事実内容を明白に認定する必要がある、本判旨はかかる認定も缺如しているにもかからず、Xの権利は信義に反し、権利濫用にあたると判定することには賛成できない。

そもそも、既述のように一七条但書悪意の抗弁そのものが衡平、信義則をその根本におく制度である。それ故、もしも、交換手形につき、一般条項による抗弁（一般悪意の抗弁）を認め、問題を解決しうるとするならば、かかる場合には一七条但書の悪意に該当するものとされるべきである。けだし、いわゆる一般悪意抗弁という観念は不明確で、適用要件範囲が設定され難いためである。その意味で一七条但書の悪意の抗弁と、信義則等一般条項による抗弁とを二段階的に判断する本判決の構成には基本的に賛成しえない。

附記　本件について、中馬義直（ジュリスト五六九号一三四頁）と斉藤武（法律時報四四巻六号一四八頁）による判例研究があり、いずれも、判旨に賛成される。

黄　清　渓

〔最高裁刑訴事例研究　九三〕

昭四七13（刑集二六巻一〇号六三一頁）

一　憲法三七条一項の迅速な裁判の保障条項の趣旨

二　迅速な裁判の保障条項に反する事態に至つているかどうかの判断基準

三　迅速な裁判の保障条項に反する事態が生じた場合の事件処理の方途

住居侵入等被告事件（最高裁昭和四七年一二月二〇日大法廷判決・破棄自判）

（事案の概要）　本件は、いわゆる高田事件上告審判決である。事案は、複雑多岐に亘つているので、その要点をまとめてみると次のようになる。

起訴されたのは左記に示す五つの事件で、被告人は三一名（このうち二〇名が同じ頃発生した大須事件の被告人、五名が中村県税事件、PX事